

# ま ち の 話 題

## ◆「いざというときに備えて!!」防災訓練

1月29日、加美平団地自治会では、日ごろから災害に備えるため、防災訓練を行いました。



本番さながらの訓練!

防災訓練は非常ベルと放送により始まり、自治会の各所で、「火災」、「建物倒壊」、「負傷者発生」などを想定し、要援護者の安否確認や応急救護、AEDの取り扱い方法などを福生消防署、消防団第四分団の指導のもと行ない、約150人の参加者は災害での防災行動力を身に付けました。

訓練後、西川会長は「訓練は何回しても多いことはない。多ければ多いほど身に付き、冷静に動けるものだ。今後も行なっていく。」と話していました。  
問合せ 地域の町会・自治会または協働推進課 ☎551・1590

## 4月の女性悩みごと相談 〜羽村市との共同事業〜

【日時・場所】【福生市】11日(水) 25日(水)午前9時〜午後1時・市役所1階第1相談室

【羽村市】4日(水)・18日(水)午後1時30分〜4時30分・羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111へ。

## 福生水辺の楽校

### 「マス釣り教室」

身近な多摩川で釣りを体験してみませんか。  
【日時】3月17日(土)午前11時〜午後1時

【集合場所】福生南公園入口駐車場付近の河川敷

持ち物 長靴・釣り竿(貸出し用の釣り竿は本数に限りがある)

講師 眞鍋貞樹氏(拓殖大学大学院地方政治行政研究科教授)

定員 100人(当日先着順)

あります。

【対象】中学3年生まで(未就学児は保護者同伴)

【定員】40人(保護者を含む)

※定員を超えた場合、責任抽選となります。

【申込み】3月14日(水)までに環境課 係 ☎551・1718へ。



## 講演会

### 「地域づくり・まちづくり」

日常生活をしていく中で、地域の仲間同士の付き合いはとても大切なことです。町会・自治会、市民活動団体の方や市民の方に、地域の困りごとや悩みごとを解決するために、どのようなつながりを持って活動すれば良いのかをお話します。

【日時】3月17日(土)午後7時〜8時30分

【場所】市民会館・公民館第4・5集会室

講師 眞鍋貞樹氏(拓殖大学大学院地方政治行政研究科教授)

定員 100人(当日先着順)

※定員を超えた場合、入場できないことがありますので、ご了承ください。

問合せ 協働推進課 ☎551・1590

## フレッシュランド西多摩からのお知らせ

### ひな祭り習字大会

【対象】小学生以下

【応募方法】市販の半紙に「ひな祭り」と縦書きし、市町村名、学年、氏名を記入して3月11日(日)までに受付へ。

※未就学児、小学1・2年生は、筆ペンでの応募も可

【表彰】未就学の部、1・2年生の部、3・4年生の部、5・6年生の部それぞれ金、銀、銅賞を決定し、表彰状と記念品を贈呈(該当者へ通知)します。

【作品展】3月6日(火)〜18日(日)の間に随時展示します。

【和紙工芸展】3月6日(火)〜18日(日)

【写真展】3月20日(祝)〜25日(日)

【教室案内】  
①【フラダンス教室】毎週水曜日午後1時〜2時  
②【ヨガ教室】毎週木曜日午後1時30分〜2時30分

【参加費】(1回)①②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円(教室と入浴3時間のセット料金)

※回数券、サービス券などは利用できません。

問合せ フレッシュランド西多摩 ☎570・2626 ※ホームページもご覧ください。

## 市民活動をサポートします

### ◆平成24年度市民活動団体事業支援補助金制度説明会

この制度は、市民活動団体が行なう公益的な事業に要する経費の一部を補助するものです。

説明会では、申請から成果発表までの流れをわかりやすく説明します。

【日時】3月22日(水)午後2時〜4時・24日(土)午前10時30分〜正午・27日(火)・30日(金)いずれも午後7時〜9時

【場所】輝き市民サポートセンター ※当日直接会場へ。

【対象団体】次の①から⑤のすべてに該当する団体

①市内で市民活動を行なう団体でおおむね5人以上で構成される

②運営の主たる部分で市からの支援等を受けていない

③宗教活動・政治活動・営利活動を目的としない

④特定非営利活動促進法に基づくもの以外の法人格を有しない

⑤輝き市民サポートセンターに登録している

【対象事業】市内で行なわれ、団体の自立化につながる市民にとっても効果的であると思われるもの

※次の事業は除きます。  
・介護保険サービス事業  
・市の委託事業  
・市その他の公的機関から補助を受けている事業または受ける予定の事業

【補助金額】事業費の7割(10万円以内)

## 【注意】交付は1年に1回

で、2回まで交付を受けることができません(同一事業可)。また、平成20年度までの市民活動促進補助金制度で「始業期支援補助金」の交付を受けた団体は、1回に限り交付を受けることができません。

協働推進課(市役所第二棟2階)へ持参。

※詳しくは、協働推進課、輝き市民サポートセンターに置いてある「募集要項」をご覧ください(市ホームページからダウンロードもできます)。

## ◆市民活動相談日

【応募方法】4月2日(月)〜13日(金)午後5時15分までの間(土・日曜日を除く)に直接

【日時】3月22日(水)午後2時〜4時・24日(土)午前10時30分〜正午・27日(火)・30日(金)いずれも午後7時〜9時

【場所】輝き市民サポートセンター ※当日直接会場へ。

【対象団体】次の①から⑤のすべてに該当する団体

①市内で市民活動を行なう団体でおおむね5人以上で構成される

②運営の主たる部分で市からの支援等を受けていない

③宗教活動・政治活動・営利活動を目的としない

④特定非営利活動促進法に基づくもの以外の法人格を有しない

⑤輝き市民サポートセンターに登録している

【対象事業】市内で行なわれ、団体の自立化につながる市民にとっても効果的であると思われるもの

※次の事業は除きます。  
・介護保険サービス事業  
・市の委託事業  
・市その他の公的機関から補助を受けている事業または受ける予定の事業

たいなどの相談に、情報提供やアドバイスなどのサポートをします。事前の予約でより詳しく相談ができます。

【日時】3月17日(土)午前10時30分〜正午

【場所】輝き市民サポートセンター

問合せ 協働推進課 ☎551・1590

【日時】3月12日(月)・13日(火)両日も午後4時〜8時(受付は午後7時まで)

【場所】【12日】新宿スバルビル会議室(新宿駅西口直結)【13日】アレアホール(立川駅南口直結/「アレア2」6F)

【日時】3月10日(土)午前8時〜翌朝8時 ☎0120・738・556(24時間、毎月10日)

【日時】3月10日(土)・11日(日)午前6時〜翌朝6時 ☎03・5286・9090(東京自殺防止センター)

【日時】3月5日(月)〜7日(水)午前10時〜午後10時 ☎03・5988・7778(全国自死遺族総合支援センター)

【日時】3月8日(木)〜11日(日)午前10時〜午後10時 ☎03・3796・5453(グリーンケア・サポートプラザ)

【日時】3月5日(月)・6日(火)午前9時〜午後4時 ☎03・3235・1155(東京都消費生活総合センター)

【日時】3月5日(月)〜9日(金) ☎0570・087478(24時間)

【日時】3月10日(土)・11日(日)午前6時〜翌朝6時 ☎03・5286・9090(東京自殺防止センター)

【日時】3月5日(月)〜7日(水)午前10時〜午後10時 ☎03・5988・7778(全国自死遺族総合支援センター)

【日時】3月8日(木)〜11日(日)午前10時〜午後10時 ☎03・3796・5453(グリーンケア・サポートプラザ)

【日時】3月5日(月)・6日(火)午前9時〜午後4時 ☎03・3235・1155(東京都消費生活総合センター)

## 自殺防止!東京キャンペーン

「気づいてください! 体と心の限界サイン」  
(九都県市統一標語)

自殺の防止等に関する都民の理解を促進するため、東京都では、3月を自殺対策強化月間として、「自殺防止!東京キャンペーン」を展開しています。

### 【東京都のキャンペーン事業】

#### 特別相談の実施

●『東京都自殺相談ダイヤル〜こころといのちのほっとライン〜』3月5日(月)〜9日(金) ☎0570・087478(24時間)

●『自殺予防いのちの電話』3月10日(土)午前8時〜翌朝8時 ☎0120・738・556(24時間、毎月10日)

●『48時間特別相談』3月10日(土)・11日(日)午前6時〜翌朝6時 ☎03・5286・9090(東京自殺防止センター)

●『自死遺族のための電話相談』3月5日(月)〜7日(水)午前10時〜午後10時 ☎03・5988・7778(全国自死遺族総合支援センター)

●『自死遺族のための電話相談』3月8日(木)〜11日(日)午前10時〜午後10時 ☎03・3796・5453(グリーンケア・サポートプラザ)

●『多重債務110番』3月5日(月)・6日(火)午前9時〜午後4時 ☎03・3235・1155(東京都消費生活総合センター)

#### 相談会の実施

●『東京都こころといのちの総合相談会』【日時】3月12日(月)・13日(火)両日も午後4時〜8時(受付は午後7時まで)

【場所】【12日】新宿スバルビル会議室(新宿駅西口直結)【13日】アレアホール(立川駅南口直結/「アレア2」6F)

## 減免世帯に指定収集袋を交付します!

平成24年度のごみの指定収集袋を、次の世帯に対して一定枚数交付します。必要な世帯は申請してください。

【対象者】①生活保護受給者②児童扶養手当受給者③特別児童扶養手当受給者④遺族基礎年金受給者※国民年金のみの加入で、18歳未満の児童を養育している母子家庭で、一定所得以下⑤身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税⑥愛の手帳(1度または2度)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税⑦精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けていて、世帯全員の市民税が非課税⑧市長が特別の理由があると認めた場合

### 交付枚数

(1人世帯)可燃用小袋100枚、不燃用小袋20枚  
(2人世帯)可燃用中袋100枚、不燃用中袋20枚  
(3人世帯以上)1人増えるごとに2人世帯枚数に可燃用中袋50枚、不燃用中袋10枚を加算した枚数を交付します。

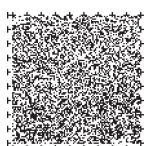
※年度途中の申請は、月割りで交付します。

【交付日時】4月2日〜平成25年3月29日の間の月〜金曜日、午前8時30分〜午後5時15分※祝日、年末年始を除く。

【交付場所】市役所1階11番環境課ごみ対策係(郵便局側入口付近) 必要な物証書等 (①生活保護法適用証明書②児童扶養手当証書③特別児童扶養手当証書④遺族基礎年金証書⑤身体障害者手帳⑥愛の手帳⑦精神障害者保健福祉手帳)、印鑑

【注意】⑤⑥⑦については、世帯全員の市民税非課税の確認が必要なため、当日交付できない場合があります。また、交付された指定袋を入れて持ち帰る為のバック等を各自ご用意ください。

問合せ 環境課ごみ対策係 ☎551・1731



「ご近所で手を取り合って助け合い」町会・自治会に加入しましょう

